

# ○後見登記等に関する法律

〔平成十二年十一月八日〕

後見登記等に関する法律をここに公布する。

## 後見登記等に関する法律

（趣旨）第一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する後見（後見開始の審判により開始するものに限る。以下同じ。）、保佐（以下「成年被後見人等」と総称する。）及び補助（登記並びに任意後見契約に関する登記並びに任意後見契約及び補助に関する法律（平成十一年法律第百五十九号）に規定する任意後見契約の登記（以下「後見登記等」と総称する。）については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。）（登記官）

第二条 後見登記等に関する事務は、法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所（次条において「指定法務局等」といいう。）が、登記所としてつかさどる。前項の指定は、告示してしなければならない。（登記官）

第三条 登記所における事務は、指定法務局等に勤務する法務事務官で、法務局又は地方法務局の長が指定した者が、登記官として取り扱う。（後見等の登記）

後見登記等に関する法律

一、後見等の種別、開始の審判をした裁判所、その審判の事件の表示及び確定の年月日、成年被後見人、被保佐又は被補助人（以下「成年被後見人等」と総称する。）の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあつては、国籍）。

二、成年後見人、被保佐又は被補助人（以下「成年後見人等」と総称する。）の氏名、出生及び住所（法人にあつては、名称又は商号及び住所（法人にあつては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店））。

三、成年後見人、被保佐又は被補助人（以下「成年後見人等」と総称する。）の氏名、出生及び住所（法人にあつては、名称又は商号及び住所（法人にあつては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店））。

四、成年後見監督人（以下「成年後見監督人等」と総称する。）が選任されたときは、その氏名及び住所（法人にあつては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）。

五、成年後見人又は補助人に代理権が付与されたときは、その代理権の範囲。

六、保佐又は補助人に代理権が付与され、保佐又は補助人に代理権を得ることを要する行為が定められたときは、その行為。

七、数人の成年後見人等又は数人の成年後見監督人が共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことが定められたときは、その定め。

八、後見等が終了したときは、その事由及び年月日。

九、任意後見監督人が選任されたときは、その氏名及び住所（法人にあつては、名称又は商号及び住所（法人にあつては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店））。

十、任意後見監督人が選任されたときは、その氏名及び住所（法人にあつては、名称又は商号及び住所（法人にあつては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店））。

十一、任意後見監督人が選任されたときは、その氏名及び住所（法人にあつては、名称又は商号及び住所（法人にあつては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店））。

十二、任意後見監督人が選任されたときは、その氏名及び住所（法人にあつては、名称又は商号及び住所（法人にあつては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店））。

十三、任意後見監督人が選任されたときは、その氏名及び住所（法人にあつては、名称又は商号及び住所（法人にあつては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店））。

第五条（任意後見契約の登記）

（任意後見契約の登記）

（請により、後見登記等ファイルに、次に掲げる事項を記録することによつて行う。）

（登記の年月日、住所及び本籍（外国人にあつては、国籍）の番号及び作成の年月日）

記を申請することができる。

とに、第四条第二項の登記については政令で定める保全処分ごとに、任意後見契約の登記については任意後見契約ごとに、それぞれ編成する。

#### （変更の登記）

**第七条** 後見登記等ファイルの各記録（以下「登記記録」という。）に記録されている次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事項に変更が生じたことを知つたときは、嘱託による登記がされる場合を除き、変更の登記を申請しなければならない。

**一 第四条第一項第二号から第四号までに掲げる者** 同項各号に掲げる事項

**二 第五条第二号、第三号又は第六号に掲げる者** 同条各号に掲げる事項

**三 成年被後見人等の親族その他の利害関係人は、前項各号に定める事項に変更を生じたときは、嘱託による登記がされる場合を除き、変更の登記（終了の登記）**

**第八条** 後見等に係る登記記録に記録された任意後見等に係る登記記録に記録され、被後見人等が死亡したことを知つたときは、終了の登記を申請しなければならぬ。

**二 任意後見契約に係る登記記録に記録され、意後見契約の本人の死亡その他の事由により任意後見契約が終了したことを知つたときは、嘱託による登記がされる場合を除き、終了の登記を申請しなければならぬ。**

**三 成年被後見人等の親族、任意後見契約の本人の親族その他の利害関係人は、後見等による登記がされる場合を除き、終了の登記**

#### （登記記録の閉鎖）

**第九条** 登記官は、終了の登記をしたときは、登記記録を閉鎖し、これを閉鎖登記記録として、磁気ディスクをもつて調製する。

**（登記事項証明書の交付等）**

**第十条** 何人も、登記官に対し、次に掲げる登記記録について、後見登記等ファイルに記録されている事項（記録がないときは、その旨）を證明した書面（以下「登記事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

**一 自己を成年被後見人等又は任意後見契約の本人とする登記記録**

**二 自己が成年後見人等、成年後見監督人等、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人（退任したこれらの人を含む。）とする登記記録**

**三 自己の配偶者又は四親等内の親族を成年被後見人等又は任意後見契約の本人とする登記記録**

**四 保全処分に係る登記記録で政令で定めるもの**

**二 他の登記を申請しなければならぬ**

**一 任意後見契約の本人の死亡その他の事由により任意後見契約が終了したことを知つたときは、嘱託による登記がされる場合を除き、終了の登記を申請しなければならぬ。**

**二 成年後見人等又は未成年後見監督人等の未成年被後見人を成年被後見人等若しくは任意後見契約の本人とする登記記録又は第四条第二項に規定する保全処分に係る登記記録で政令で定められるもの**

**三 登記された任意後見契約の任意後見受**

その任意後見契約の本人を成年被後見人等とする登記記録又は第四条第二項に規定する保全処分に係る登記記録で政令で定めるもの

登記記録について、閉鎖登記記録に記録される事項（記録がないときは、その旨）を證明した書面（以下「閉鎖登記記録」という。）の交付を請求することができる。

**二 自己が成年後見人等、成年後見監督人等、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人（退任したこれらの人を含む。）とする登記記録**

**三 保全処分に係る閉鎖登記記録で政令で定めるもの**

**四 相続人の他の承継人は、登記官に對し、被相続人の他の被承継人が成年被後見人等若しくは任意後見契約の本人であることを證明するため閉鎖登記記録で政令で定めるものについて閉鎖登記記録事項証明書の交付を請求することができる。**

**五 国又は地方公共団体の職員は、職務上必要とする場合には、登記官に對し、登記記録に要する実費その他一切の事情を考慮して登記記録事項証明書又は閉鎖登記記録事項証明書の交付を請求することができる。**

**（手数料）**

**第一十条** 次に掲げる者は、物価の状況登記に要する実費、登記事項証明書の交付に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

**一 登記を嘱託する者**

**二 登記を申請する者**

**三 登記事項証明書又は閉鎖登記事項証明書の交付を請求する者**

2

前項の手数料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の嘱託、申請又は請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

第十二条（行政手続法の適用除外）

登記官の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外）

登記官の処分については、行政手

続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外）

登記官の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外）

登記官の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

（審査請求）

登記官の処分を不当とする者は、

監督法務局又は地方法務局の長に審査請求

をすることができる。

登記官は、審査請求を理由があると認め

るときは、相当の処分をしなければならな

い。

登記官は、審査請求を理由がないと認め

後見登記等に関する法律

5

るときは、三日以内に、意見を付して事件を監督法務局又は地方法務局の長に送付しなければならない。法務局又は地方法務局の長は、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相手に理由を命じ、その旨を審査請求人のほか利害関係人に通知しなければならない。

第十六条（行政不服審査法の適用除外）

行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十四条第二項から第七項まで、第三十七条第六項、第四十条第三項から第六項まで及び第四十三条の規定は、前条第一項の審査請求については、適用しない。

（政令への委任）

この法律に定めるもののほか、後

見登記等に関し必要な事項は、政令で定め

る。

（略）

（略）

## ○商法

〔法律第三十二年三月九日  
第十四四十八号〕

朕帝国議会ノ協賛ヲ経タル商法修正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
商法別冊ノ通之ヲ定ム  
此法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
〔明治三二年四月勅令一三三号〕により、  
明治三二年六月一六から施行  
明治三三年法律第三十二号商法ハ第三編ヲ除ク外此法律施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

## (別冊) 商法

## 目次

第一次編	総則
第一章	商人(第一条—第三条)
第二章	商業登記(第四条—第七条)
第三章	商号(第八条—第十条)
第四章	商業帳簿(第十一条—第十八条)
第五章	商業使用人(第十九条)
第六章	船舶及ビ船舶所有者(第二十条—第二十一条)
第七章	代理商(第二十七条—第三十一條)
第八章	雜則(第三十二条—第五百条)
第二編	商行為
第一章	總則(第五百一条—第五百二十一条)
第二章	売買(第五百二十四条—第五百二十八条)
第三章	交換計算(第五百二十九条—第五百三十四条)
第四章	匿名組合(第五百三十五条—第五百四十二条)
第五章	仲立營業(第五百四十三条—第五百四十三条)

## 第六章 問屋營業(第五百五十一条—第五百五十条)

## 第七章 運送取扱營業(第五百五十九条—五百五六十八条)

## 第八章 運送營業(第五百六十八条)

## 第一節 物品運送(第五百七十九条—第五百八十九条)

## 第二節 旅客運送(第五百九十条—第五百九十九条)

## 第三節 寄託(第五百九十三条—第五百九十六条)

## 第四節 貯蔵營業(第五百九十七条—第五百九十八条)

## 第五節 倉庫營業(第五百九十七条—第五百九十八条)

## 第六節 海商(第六百八十三条)

## 第七節 船舶(第六百八十四条—第六百八十七条)

## 第八節 船長(第六百八十五条—第六百八十八条)

## 第九節 運送(第六百八十九条—第六百九十二条)

## 第十節 物品運送(第六百九十三条—第六百九十六条)

## 第十一節 旅客運送(第六百九十七条—第六百九十九条)

## 第十二節 船荷証券(第六百六十七条—第六百六十六条)

## 第十三節 保険(第六百五十五条—第六百五十四条)

## 第十四節 船舶債権者(第六百四十二条—第六百五十一条)

第一編 総則 (定義)  
 第四条 この法律において「商人」とは、自己の名をもつて商行為をする者を業とす  
る者をいう。  
 2 店舗その他これに類似する設備によつて、物品を販売することを業とする者又は鉱業  
を営む者は、商行為を行うことを業としない者であつても、これを商人とみなす。  
 第五条 未成年者が前条の営業を行うときは、その登記をしなければならない。

## 第一編 総則

## 第一章 通則

(趣旨等)  
 第一条 商人の営業、商行為その他商事については、他の法律に特別の定めがあるもの  
を除くほか、この法律の定めるところによること。

2 商事に関し、この法律に定めがない事項  
についは、民法(明治二十九年法律第八十九  
号)の定めるところによる。

(公法人の商行為)  
 第二条 公法人が行う商行為については、法令に別段の定めがある場合を除き、この法  
律に別段の定めがあるところによる。

(一方的商行為)  
 第三条 当事者の一方のために商行為となる  
行為については、この法律をその双方に適  
用する。  
 2 当当事者の一方が二人以上ある場合におい  
て、その一人のために商行為となる行為につ  
いては、この法律をその全員に適用す  
る。

## 第二章 商人

この法律において「商人」とは、自己の名をもつて商行為をする者を業とする者をいう。

2 店舗その他これに類似する設備によつて、物品を販売することを業とする者又は鉱業を営む者は、商行為を行うことを業としない者であつても、これを商人とみなす。

未成年者が前条の営業を行うときは、その登記をしなければならない。

## (後見人登記)

## 第四章 商号

### (営業譲渡人の競業の禁止)

第六条 後見人が被後見人のために第四条の営業を行ふときは、その登記をしなければならない。

2 後見人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(小商人) 第七条 第五条、前条、次章、第十一条第二項、第十五条第一項、第十七条第二項前段、第五章及び第二十二条の規定は、小商人(商人のうち、法務省令で定めるその営業のために使用する財産の価額が法務省令で定める金額を超えないもの)に適用しない。

2 第八条 当事者の申請により、商業登記法(昭和二十八年法律第一百一十五号)の定めるところに従い、商業登記簿にこれを登記する

## 第三章 商業登記

第八条 (通則) この編の規定により登記すべき事項

第九条 この編の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。登記の後であっても、第三者が正当な事由によつてその登記があることを知らなかつたときは、同様とする。

2 故意又は過失によつて不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもつて善意の第三者に対抗することができない。

(登記の効力) 第十条 この編の規定により登記した事項に変更が生じ、又はその事項が消滅したときは、当事者は、遅滞なく、変更の登記又は消滅の登記をしなければならない。

## 第五章 商号の選定

### (商号の選定)

第六条 営業を譲渡した商人(以下この章において「譲渡人」という)は、当事者以下この編において同じくは、その氏、氏名その他の名称をもつてその商号とすることができる。

2 商人は、その商号の登記をすることができる。(他の商人と誤認させる名称等の使用の禁止)

2 第十二条 何人も、不正の目的をもつて、他人の商人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

2 第十三条 前項の規定によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある商人は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 第十四条 自己の商号を使用して営業又は事業を行うことを他人に許諾した商人(自己の商号の使用を他人に許諾した商人の責任)

2 第十五条 商人の商号は、営業とともに営業を行う場合に限り、譲渡することができる。前項の規定による商号の譲渡は、登記をしない。

2 第十六条 営業を譲り受けた商人(以下この章において「譲受人」という)が譲渡人の商号を引き継ぎ使用する場合には、その譲受人も、譲渡人の営業によつて生じた債務を弁済する責任を負う。

2 第十七条 営業を譲り受けた商人(以下この章において「譲受人」という)が譲渡人の商号を引き継ぎ使用する場合には、その譲受人も、譲渡人の営業によつて生じた債務を弁済する責任を負う。

2 第十八条 前項の規定は、営業を譲渡した後、遅滞なく、譲受人が譲渡人の債務を弁済する責任を負わぬ旨を登記した場合には、適用しない。営業を譲渡した後、遅滞なく、譲受人及び譲渡人から第三者に対しその旨の通知をした場合において、その通知を受けた第三者についても、同様とする。

2 第十九条 前項の規定により譲渡人の債務を弁済する責任を負う場合は、譲渡人の債務の責任は、営業を譲渡した日後二年以内に満了する。第一項に規定する場合において、譲渡人

(譲受人による債務の引受け)  
第十八条 譲受人が譲渡人の商号を引き続き  
使用しない場合においても、譲渡人の商業  
によつて生じた債務を引き受ける旨の廣告  
をしたときは、譲渡人の債権者は、その譲  
受人に對して弁済の請求をすることができ  
る。

2 譲受人が前項の規定により譲渡人の債務  
を弁済する責任を負う場合には、譲渡人の  
責任は、同項の広告があつた日後二年以内  
に請求又は請求の予告をしない債権者に対  
しては、その期間を経過した時に消滅す  
る。

## 第五章 商業帳簿

第十九条 商人の会計は、一般に公正妥当と  
認められる会計の慣行に従うものとする。

2 商人は、その商業のために使用する財産  
について、法務省令で定めるところによ  
り、適時に、正確な商業帳簿(会計帳簿及  
び貸借対照表をいう。以下この条において  
同じ)を作成しなければならない。

3 商人は、帳簿閉鎖の時から十年間、その  
商業帳簿及びその商業に関する重要な資料  
を保存しなければならない。

4 裁判所は、申立てにより又は職權で、訴  
訟の当事者に対し、商業帳簿の全部又は一  
部の提出を命ずることができる。

## 第六章 商業使用人

**(支配人)**  
第二十条 商人は、支配人选任し、その營  
業所において、その商業を行わせることが  
できる。

## 第二十一条 支配人の代理権

(支配人の代理権)  
第一條 支配人は、商人に代わつてその  
商業に関する一切の裁判上又は裁判外の行  
為をする権限を有する。

2 支配人は、他の使用人を選任し、又は解  
任することができる。  
3 支配人の代理権に加えた制限は、善意の  
第三者に對抗することができない。

## (支配人の登記)

第二十二条 商人が支配人を選任したとき  
は、その登記をしなければならない。支配  
人の代理権の消滅についても、同様とす  
る。

## (支配人の競業の禁止)

第二十三条 支配人は、商人の許可を受けな  
ければ、次に掲げる行為をしてはならな  
い。

## 第一 自ら商業を行うこと。

二 自己又は第三者のためにその商人の營  
業の部類に属する取引をすること。

三 他の商人又は会社若しくは外国会社の  
使用人となること。

四 会社の取締役、執行役又は業務を執行  
する社員となること。

二 支配人が前項の規定に違反して同項第二  
号に掲げる行為をしたときは、當該行為に  
よつて支配人又は第三者が得た利益の額  
は、商人に生じた損害の額と推定する。

## (表見支配人)

第二十四条 商人の営業所の営業の主任者で  
あることを示す名稱を付した使用人は、當  
該営業所の営業に関し、一切の裁判外の行  
為をする権限を有するものみなす。ただし  
し、相手方が悪意であったときは、この限  
りでない。

## (ある種類又は特定の事項の委任を受けた 使用者)

第二十五条 商人の営業に関するある種類又  
は特定の事項の委任を受けた使用者は、當  
該行為に掲げる行為をしたときは、當該行為に  
よつて代理商又は第三者が得た利益の額  
(通知を受ける権限)と推定する。

は特定の事項の委任を受けた使用者は、當  
該事項に關する一切の裁判外の行為をする  
権限を有する。

前項の使用者の代理権に加えた制限は、  
物品の販売等を目的とする店舗の使用  
他これらに類する行為をいう。以下この条  
において同じ。)を目的とする店舗の使用者  
は、その店舗に在る物品の販売等をするもの  
とみなす。ただし、相手方が恶意であつたとき  
は、この限りでない。

## 第七章 代理人

### (通知義務)

第二十七条 代理人(商人のためにその平常  
の営業の部類に属する取引の代理又は媒介  
をする者で、その商人の使用人でないもの)  
をいう。以下この章において同じ。)は、  
取引の代理又は媒介をしたときは、遅滞なく  
く、商人に対しして、その旨の通知を發しな  
ければならない。

### (代理人の競業の禁止)

第二十八条 代理人は、商人の許可を受けな  
れば、次に掲げる行為をしてはならな  
い。

一 自己又は第三者のためにその商人の營  
業の部類に属する取引をすること。

二 その商人の営業と同種の事業を行いう  
社の取締役、執行役又は業務を執行する  
社員となること。

二 代理人が前項の規定に違反して同項第一  
号に掲げる行為をしたときは、當該行為に  
よつて代理商又は第三者が得た利益の額  
は、商人に生じた損害の額と推定する。